

消費生活連続講座アンケートより

- ・2009(平成21)年、記念すべき年に、とても良い講座をしてもらい、ありがとうございました。大学*に位置づけてやって欲しい。 ※区民大学のことと思われます。
- ・きっかけがなければ、なかなか勉強することができなかった色々なことを知ることができて良かったと思います。ありがとうございました。
- ・毎回とても勉強になる講座ばかりでした。もっとたくさんの人にこの講座を聞いてもらいたいと思いました。連続講座が終わってしまうのはとても残念です。
- ・毎回興味深い内容で、大変勉強になりました。
- ・連続講座は内容が高度で、緊張して聞けました。大変勉強になりました。
- ・6回の講座で、幅広い知識を得たので、大いに役立ちました。
- ・連続講座になっていたのも、数多くの色々な内容の講座を受講できて、大変良かったと思います。1回毎の申込だと予定も立てにくく、なかなか機会がないので。
- ・毎回違うテーマなので、飽きずに受講することができました。
- ・それぞれのテーマがとても良い講座だと思った。連続して6回とすることで「参加しなくては」と思い、あらかじめ日程もわかるので、去年よりも良かった。
- ・連続6回は結構疲れました。現実には私達は法律に関わる事が多くあるのに気がつかないのかもしれない。何事でも知らぬより知っておいた方が良いと思う。
- ・テーマにもよるが、1つのテーマを掘り下げてほしかった。
- ・色々な事をテーマに連続講座をされていたが、「食」なら「食」と1つのテーマを掘り下げて、3回×2とした方が良かったと思う。
- ・どうしても出られない講座があつて、せっかくお話を伺うチャンスだったのに残念に思っています。後日ネットなどで動画が見られれば良いな、と思います。
- ・土、日の午後とか連休中に講座を行った方が、参加できる人が増えると思う。普段会社や学校を休めない人がいるので。
- ・講座の曜日を同一にしてほしい。
- ・消費生活の中に、相続問題は必要ないと思う。
- ・テーマにばらつきを感じる。
- ・物を買う→消費することが、これほど難しい時代になったんだなあ…と実感しました。自分が子供の頃は、こんなに複雑な世の中じゃなかったのに。時代が進むと、便利なことも増えるけど、難しい事例も多くなるのだなあ…と思いました。知識=自分を守る武器。勉強しながら、自分も生活していこうと思います。

以上

葛飾区消費生活対策審議会（諮問事項「葛飾区の消費者行政のあり方について」）の中間答申（概要）等について

産業経済課

I 「葛飾区消費生活条例」の制定等について

消費生活相談については3,000件を超える高い水準にあるとともに、振り込め詐欺にみられるように、手口も悪質かつ巧妙化してきている。

この状況を踏まえ、葛飾区は、区民の安全で安心できる消費生活を確保するため、平成19年12月に葛飾区消費生活条例（以下「条例」という。）を制定し、平成20年4月1日から施行した。

本条例では、「消費者基本法」（平成16年6月2日改正施行）の趣旨に従い消費者の権利を明確にしているほか、区・事業者の責務及び消費者の役割についても明文化した。

また、消費者施策を推進し、特に被害の未然防止を効果的に行っていくために、平成20年6月19日に「消費生活対策審議会」を区長の附属機関として設置した。

II 消費生活対策審議会の開催経過について

消費生活対策審議会は、委員について学識経験者、消費者団体代表のほか、公募区民を加え、消費者施策に関する区長からの諮問に対して、幅広い立場から提言を行う機関である。

平成20年度の諮問事項は、審議会の設置初年度ということもあり、「葛飾区の消費者行政のあり方についてー主として消費者被害の未然防止の視点からー」というテーマとした。平成20年度は3回（7月9日、11月13日、2月20日）、21年度は4月22日に開催し、様々な角度から検討した。

その結果、平成22年度の予算要求に少しでも反映させてほしいとの趣旨から、中間答申が平成21年6月12日に区長に対して提出された。

中間答申の骨子は次のとおりである。

- 1 消費者問題の発生・拡大と消費者行政の展開
→36年ぶりに大改正「消費者基本法」制定等
- 2 葛飾区の現況 省略
- 3 葛飾区の消費者行政を考える際の基本的視点
→葛飾区消費生活条例の重要性や消費者行政推進の際の留意点等
- 4 葛飾区消費者行政が早急に取り組むべき施策
 - (1) 消費者被害の防止・救済、消費生活センターの拡充
 - ア 相談・苦情処理体制の強化
→認知度を高める方策、相談体制の充実、センター機能の強化等

- イ 高齢消費者被害の防止
→高齢者の被害防止策、成年後見制度の活用等
- ウ 消費者被害情報の住民への周知徹底
→国民生活センター等の発信情報の徹底、情報伝達方法の工夫等

(2) 消費者教育の拡充

- ア 出前講座、講師派遣の周知
→福祉部門や司法書士会等との連携
- イ 大学と連携した連続講座の開講
- ウ 長期に継続している事業の見直し
→(例)消費生活モニター事業
- エ 早期教育の実施
→中学生向け「消費者スクール」(仮称)の実施
- オ 区内学校における消費者教育に対する支援
→区内小・中・高校の消費者教育担当教員への情報提供

(3) 葛飾区の消費者行政体制の強化

- ア 相談員の増員、研修
- イ 専任職員の増員、研修
- ウ 「弁護士アドバイザー制度」の導入
- エ 「消費者行政支援専門員」(仮称)の創設
- オ ホームページの改善

5 安全・安心に暮らせる地域社会の構築

農家や商店街の協力を得て、区民が安全・安心の生活を送ることができる地域社会を構築することが、消費者に最も身近な区を行うべき役割

III 今後の対応について

今般、国の補正予算に基づき、各都道府県に消費者行政活性化基金(平成21年度から平成23年度に限定)が創設された。

区としても、消費生活対策審議会の中間答申の内容等を十分踏まえ、実現を図っていく観点から、早急に対応すべきものについては、東京都の基金を活用する方向で検討していく。

なお、審議会の最終答申は、平成22年3月の予定。

その他の配布資料については、以下をご参照願います。

消費生活センター事業の概要

[葛飾区ホームページ](#) [くらしのガイド](#) [住まい](#) [暮らし](#)

[消費生活](#) [消費生活センター](#) [消費生活センター](#)

[添付ファイル](#) 平成 21 年度版「葛飾の消費生活」(PDF ファイル 2867KB)